

平成31年度

監 査 計 画 書

豊前市監査委員

目 次

1. 監査等の執行者	2
------------	---

2. 目 的	2
--------	---

年間監査計画

3. 基本方針	3
---------	---

4. 監査等の種類及び対象	3～5
---------------	-----

実 施 計 画

5. 監査等の実施日程	6
-------------	---

6. 監査等基本的事項	6
-------------	---

7. 監査等の手法	6
-----------	---

8. 報告・公表	6～7
----------	-----

9. 措置の報告	7
----------	---

10. その他	7
---------	---

平成31年度 監査等実施計画表（別紙）	8
---------------------	---

1. 監査等の執行者

代表監査委員	初 山 吉 治
議選監査委員	平 田 精 一

2. 目 的

平成31年度の監査（検査及び審査等を含む。以下同じ。）の実施に関し、効率的かつ効果的な事務を図るため、豊前市監査委員監査規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づく「年間監査計画」及び「実施計画」を次のとおり定める。

（平成31年4月1日 監査委員決定）

年間監査計画

3. 基本方針

監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理又は市の事務若しくは市の執行機関の権限に属する法定受託事務の執行が、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則って、住民の福祉の増進に寄与するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げているか、並びに常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図っているかについて、特に意を用いるものとする。監査等を行うに当たっては、対象となる事務事業の執行が法令、条例、規則等の定めるところにより行われているか確認するものとする。

また監査等において、指摘した事項については、その措置状況の報告を求め、是正改善の実を上げるように努めるものとする。

4. 監査等の種類及び対象

規程第7条に定められている監査種別のうち、定期監査、財政援助団体等に対する監査、例月現金出納検査、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 定期監査(法第199条第1項及び第4項)

- ① 各対象課等に対して、概ね4年周期で実施する。
- ② 監査の実施に当たっては前期と後期に分け、前期については前年度の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、後期については当該年度を対象として実施する。
- ③ 監査事項（財務及びこれに関連する事務の執行状況について、次の事項を主眼とする。）
 - (ア) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
 - (イ) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。
 - (ウ) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
 - (エ) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。
- ④ 監査の方法
 - (ア) 監査対象担当課に対し、関係書類及び資料等の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員からの概要聴取等の所定の手続きにより実

施する。

(イ) 監査対象年度は、前年度及び監査実施当該年度とする。

- ⑤ 監査の実施時期：実施時期は、毎年4月～翌年3月までの間に課単位で実施する。実施対象課等は、別紙に定める「監査等実施計画表」に基づき実施する。

(2) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

- ① 当該団体等に対する財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- ② 財政援助団体の監査は原則毎年1～2団体を対象とする。（指定管理者・補助金等の支援を受けているもの）
- ③ 補助団体については、概ね年間500万円以上支援を受けている団体を対象とする。（必要に応じてそれ以外も行う。）

(3) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

豊前市の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(4) 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）

- ① 審査事項（審査に当たっては、次の事項を主眼とする。）
- ・審査に付された書類が関係法令に準拠し調製されているか。
 - ・事務処理は関係法令及び通達等に基づき適正になされ、計数は正確か。
 - ・予算執行は経済的かつ効率的になされ健全な財政運営となっているか。
 - ・前年度における指摘事項についての検討、改善がなされているか。
- ② 審査の方法
- 財務課をはじめ、関係課より提出された関係書類・帳簿等による照合精査のほか、必要に応じ関係職員からの概要聴取等により実施する。
- ③ 審査の対象会計
- ・一般会計
 - ・特別会計
 - ・公営企業会計

(5) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正

確性を検証し、健全化判断比率等が適正であるかどうかを主眼として実施する。

(7) その他の監査等

随時監査・行政監査・公金の収納又は支払事務に関する監査・住民の直接請求に基づく監査・議会の請求に基づく監査・市長の要求に基づく監査・住民監査請求に基づく監査・職員の賠償責任に関する監査については、必要に応じて行う。行政監査については、特段、必要がないと認められた場合には、当該監査趣旨を定期監査と併せて実施する。

実 施 計 画

5. 監査等の実施日程

平成31年度に行う監査等は、別紙「平成31年度 監査等実施計画表」に基づき実施する。

6. 監査等基本的事項

- (1) 監査委員は、監査等を行うときは、特別の場合を除き、監査等の種別、期日、場所等を、あらかじめ、関係者（監査対象課等の長その他の関係者）に通知する。
- (2) 監査対象課等は、監査委員が指示した調書及び資料等を、指定された日までに作成し監査委員に提出するものとする。
- (3) 監査対象課等において、監査等の日程を変更しなければならないときは、監査委員と協議の上日程を変更するものとする。

7. 監査等の手法

- (1) 事務局長をはじめとする職員は、監査委員の命により、監査対象課等から提出された調書及び資料等により、監査等を行うものとする。
- (2) 監査等は、監査対象課等から提出された調書及び資料等を検証し、関係課長及び係長等の出席を求めて説明を聴取することによりこれを行う。なお、必要に応じて現地調査及び照合等を行うものとする。
- (3) 監査委員は、必要があると認める場合には、資料等の提出を追加で求め調査を行うものとする。

8. 報告・公表

- (1) 監査委員は、原則として監査の終了後に、関係課長等に講評を行うものとする。その後、法令等の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定し、市長及び議会等に提出する。また、市庁舎前公示板に掲示するほか、豊前市のホームページで広く市民の閲覧に供し、これを公表するものとする。
 - ① 定期監査
課単位で終了後、市長及び議会等へ報告書を提出する。
 - ② 財政援助団体等監査
監査終了後に、市長及び議会等へ報告書を提出する。

- ③ 例月現金出納検査
実施月末に市長及び議会へ報告する。
- ④ 決算審査
市議会の開催日程等を勘案した上、公営企業会計決算、一般会計及び特別会計決算は、平成31年8月下旬までに市長へ意見書を提出する。
- ⑤ 基金の運用状況審査
年2回（4月・10月）に審査し、平成31年8月下旬までに市長へ意見書を提出する。
- ⑥ 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査
決算審査に併せて提出する。
- ⑦ その他の監査等
随時監査等終了後、市長及び議会等へ報告書を提出する。

(2) 監査委員は、監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

9. 措置の報告

市長及び関係機関の長等は、監査等の結果に基づき、又は監査等の結果を参考として措置を講じたときは、法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知しなければならない。

この場合においても、この通知に係る事項を豊前市のホームページで広く市民の閲覧に供し、同様に公表する。

10. その他

監査委員は、必要に応じて本監査計画を臨機に変更することができる。

(別紙)

平成31年度 監査等実施計画表

項目 月別	例月出納検査 (第235条の2第1項)	定期監査 (法第199条第1項 及び第4項) [行政監査] (法第199条第2項)	決算審査 (法第233条第2項) (公営企業法 第30条第2項)	財政援助団体等監査 (法第199条第7項) 基金の運用状況審査 (法第241条第5項) その他の監査
4月	一般会計 企業会計	建設課		基金運用状況審査 (10月～3月)
5月	〃	建設課	企業会計決算審査	
6月	〃		企業会計決算審査	
7月	〃		一般・特別会計 決算審査	
8月	〃		一般・特別会計 決算審査	
9月	〃			
10月	〃	財務課		基金運用状況審査 (4月～9月)
11月	〃	財務課		
12月	〃	都市住宅課		
1月	〃	上下水道課		
2月	〃	上下水道課		
3月	〃	農業委員会		